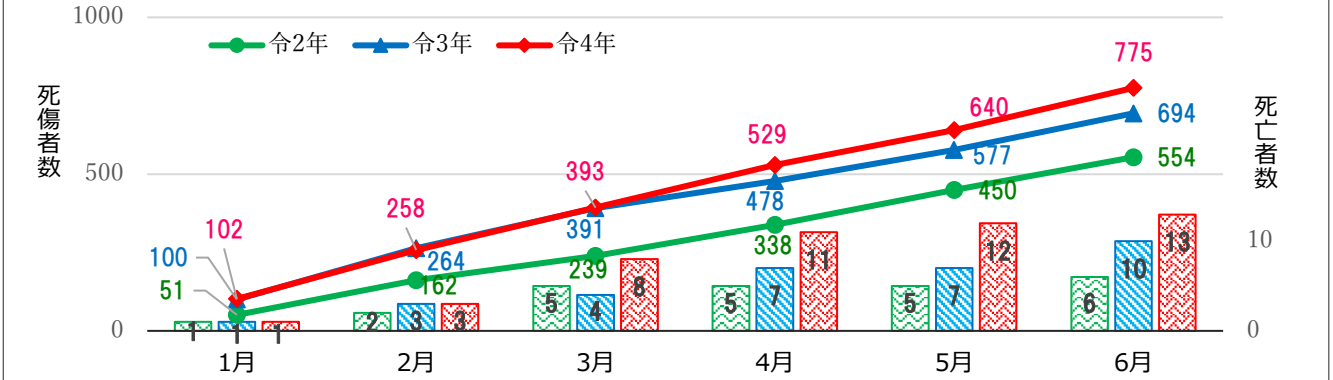
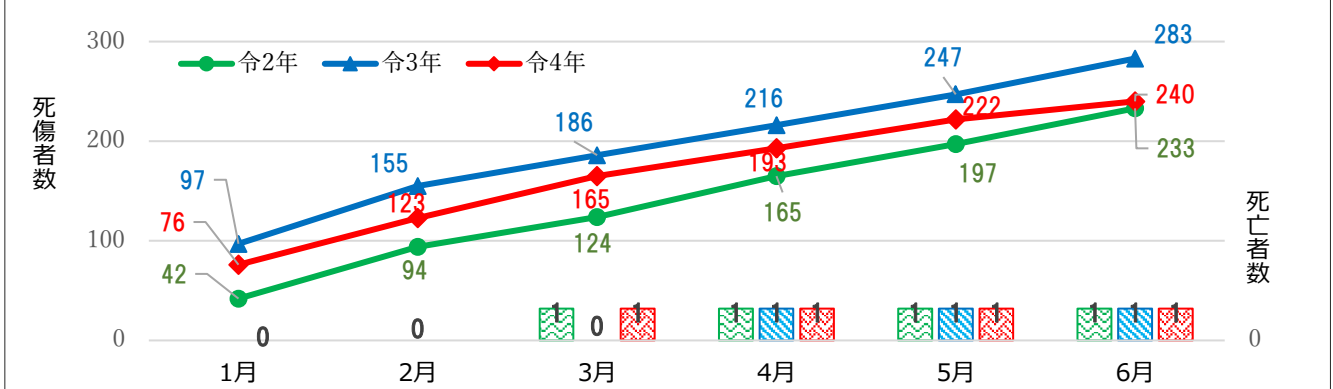


岩手県内の労働災害推移 (R2~4)



盛岡署管内の労働災害推移 (R2~4)



コメント

岩手県内の令和4年6月末速報値は、死傷者数、死亡者数、いずれも過去2年の同期を上回っている。特に、死亡災害は、第13次労働災害防止計画期間中最多となった前年を上回っており、岩手労働局長は、4月19日付けで、災害防止団体等に対し、死亡労働災害防止のための取組みに係る要請を行っている。

盛岡労働基準監督署管内では、前年を下回っているものの、令和2年を上回る状態が続いている。特に、「転倒災害」が多発しており、6月末現在で全災害の4割が「転倒」によるものです。転倒災害防止活動の積極的な取組を進めましょう。

多発する「転倒災害」を予防しましょう！

転んで骨折など大きなケガをする人が後を絶ちません。盛岡労働基準監督署では、①見える化、②転倒予防体操を推奨しています。積極的な取組をお願いします。

以下の点も要チェック！

- 職場の中で危険箇所の拾い出し・改善はできていますか？
- 階段・スロープには手すりを取り付け、使用させていますか？
- 靴底は擦り減っていませんか？定期的に確認していますか？

厚生労働省

「STOP! 転倒災害」

検索



1 「見える化」 ➡ 危険マップの作成・周知

つまづき・すべる・階段などリスクの高い箇所を拾い出した「危険マップ」により見える化を進めるとともに、危険箇所については、リスクアセスメントにより危険の芽を早めに摘み取りましょう。

2 「転倒予防体操」 ➡ 転倒に強い体づくり

毎日のラジオ体操に転倒予防体操を加え、腰や股関節周辺の可動域や体幹（バランス）、大腰筋や腸骨筋などのインナーマッスルを鍛えることにより、「転倒に強い体づくり」を進めましょう。

片足立ち（フラミンゴ体操）

大腰筋と腹横筋を鍛える足踏み運動



スベリやムチャはアカン! 吉本芸人の特別動画公開中!



職場での転倒や腰痛は、ちょっとした工夫で予防ができます。吉本興業の人気芸人が楽しく、わかりやすく伝えるスペシャル動画を公開中。相方が怪我したら、あのネタはどうなる...? 気になる方は動画をチェック!



各種研修会、講習会、説明会等のご案内



改正育児・介護休業法 オンライン説明会 (岩手労働局 雇用環境・均等室 019-604-3010)

育児・介護休業法が改正され、令和4年4月1日より順次施行されています。令和4年10月1日施行分には産後パパ育休の新設、育児休業の分割取得等が含まれ、企業の規定整備が求められます。

改正内容や育児・介護休業等規定の見直しなどについて、Zoomを使用した説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

説明会開催日時	申込締め切り日
第3回 9月2日(金) 14:00~15:00	8月26日(金)
第4回 9月7日(水) 14:00~15:00	8月31日(水)
第5回 9月15日(木) 14:00~15:00	9月8日(木)

労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト

<https://www.roudoukyokyu-setsumeikai.mhlw.go.jp/top>

③ 9月2日



④ 9月7日



⑤ 9月15日



岩手働き方改革推進支援センター (厚生労働省 岩手労働局委託事業)

働き方改革の進め方、長時間労働の是正、同一労働同一賃金等の推進、生産性向上による賃金引上げ、人で不足解消に向けた雇用管理改善などの問題について、社会保険労務士等の専門家が個別に企業を訪問、センターへの電話相談、セミナーの開催等の各種支援を**無料**で行っています。詳しくは、➡

岩手働き方改革推進支援センター

検索



厚生労働省 働き方改革特設サイト 支援のご案内

<https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/top/>



働き方改革推進支援助成金、業務改善助成金、キャリアアップ助成金もご活用ください。



陸上貨物運送業の労働災害防止対策コンサルティング (厚生労働省補助事業)

陸上貨物運送業では、荷役作業中の災害が多いことをご存じですか？

荷役作業における墜落・転落防止措置について知りたい、荷主先等との再発防止対策の進め方を知りたい、ロールボックスパレットやテールゲートリフター作業の安全対策のポイントを知りたい、安全教育の進め方、安全管理体制の確立などについて、安全管理士が訪問し**無料**でコンサルティングを行います。

詳しくは、**陸上貨物運送事業労働災害防止協会 (陸災防) 岩手県支部**

検索

☎019-637-3287 (平日 8:30~17:00)



今年も「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開催されます。

脳心臓疾患や精神疾患による労災請求は減少することなく発生しており、過重労働による健康障害の防止対策はあらゆる産業共通の大きな課題となっております。過労死等をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムが、過労死等防止啓発月間に開催されます。

令和4年11月8日(火) 13:30~岩手教育会館 多目的ホール



働き過ぎではありませんか?

過労死等防止対策法(平成26年法律第100号)では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めていますが、令和3年の岩手県内の監督指導において、違法な時間外労働やいわゆる過労死ラインとされている月100時間を超える時間外・休日労働が認められています。本シンポジウムに参加し、過重労働による健康障害防止対策について考え、企業の対策を進めましょう。

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。

コラム……………

9月は「第73回全国労働衛生週間」です。9月1日から9月30日までが準備月間です。準備月間中に行うことが沢山ありますので取り組む内容を今月中に整理しましょう。そして本週間の10月1日から10月7日中に行うことを計画しましょう。

その他、厚生労働省では「健康診断実施強化月間」「健康増進普及月間」「食生活改善普及運動月間」(いずれも9/1~9/30)、内閣府では「自殺予防週間(9/10~9/16)」、環境省では「環境衛生週間(9/24~10/1)」などがあります。

皆さんの企業ではどのような活動を展開しますか? 普段あまり気にしない「健康(心と体の健康)」を考える機会にしたいですね。